平成２８年（フ）第１０９９号
東京都国分寺市富士本１丁目26番地46フレンドシップ国分寺107
破産者　柴田　卓也
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８５号
名古屋市中村区名駅１丁目１番４号
破産者　有限会社ジェイ・リー・ルー
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０号
北海道函館市中道２丁目15番23号、商業登記簿上の本店所在地北海道函館市八幡町22番５号
破産者　有限会社札食冷販
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４３号
横浜市港北区新羽町426番地
破産者　太陽エナジー販売株式会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６号
石川県加賀市山中温泉上原町ヨ322番地
破産者　合同会社石小漆器店
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３９号
静岡市葵区松富２丁目１番62号
破産者　株式会社望月巌商店
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３９９号
埼玉県蓮田市馬込６―28　蓮田ビューパレーＡ521、旧住所さいたま市緑区道祖土２丁目５番25号　エスポワール301
破産者　高橋　　満
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
福島県会津若松市新横町２番35号　ポーセリア102号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西335番地
破産者　佐藤　光一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
神奈川県南足柄市塚原801番地４、破産開始決定時の住所神奈川県足柄上郡開成町中之名149番地
破産者　鈴木　常之
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７号
神奈川県秦野市渋沢２丁目10番９号
破産者　小島　久直
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８８号
神奈川県小田原市南鴨宮１丁目７番１―405号　リバーサイドワカヤギ
破産者　篠田　英樹
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４号
新潟県胎内市黒川1279番地
破産者　小野　和枝
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４２１号
静岡県浜松市西区深萩町353番地の４、前住所静岡県浜松市天竜区佐久間町中部515番地
破産者　西野　久夫
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０１４号
名古屋市中川区戸田ゆたか２丁目3304番地　グランディ名西305号
破産者　籔　　龍次
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３号
岡山県小田郡矢掛町矢掛2087番地６
破産者　山本　雅康
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
岡山県小田郡矢掛町矢掛2087番地６
破産者　山本　英彦
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
広島県尾道市向東町994番地
破産者　藤竹　　勉
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４号
北海道留萌市東雲町１丁目69番地の16
破産者　竹田美代子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部